

00063

# 鳥取縣公報

縣令

昭和二十一年十月十八日  
第七百五十四號

金曜日

本書ノ大キサハ規定規格ヲA列

## 鳥取縣令第七十七號

花柳病豫防法特例施行細則を次のやうに定める。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條 花柳病豫防法特例（以下特例といふ）第三條第一項の醫師の届出は別記第一號様式により知事に届出をしなければならぬ。

前項の届出の内容については秘密を保持し他に漏洩してはならない。

第二條 前條の患者が轉歸した場合は別記第二號様式により知事に届出をしなければならぬ。

第三條 特例第三條第一項の規定により患者に對し傳染防止並びに治療に關する方法を指示するには直接口頭又は

文書をもつてしなければならぬ。

傳染の虞ある患者で前項の指示に従はない者があつた場合醫師は直に知事に届出をしなければならぬ。

第四條 知事は前條第二項の患者に對し醫師を指定して治療を命ずる。

前項の治療命令を受けたる患者の治療費は本人の負擔とする。但し負擔能力のない者に對しては知事の指定した施設において治療を受けさせることができる。

第五條 特例第六條の規定にある健康診断は別に定める「業態者健康診断要領」に依り知事の指定する診療所又は醫師これを行ふ。

第六條 特例第六條第二項の客に接する業務の範圍を次のやうに定める。

- 一、藝妓、酌婦、仲居、接待婦、女給、ダンサー
- 二、其の他料理屋、飲食店等の接客婦

00064

第七條 前條に掲げた客に接する業務を営む者（以下業態者といふ）は毎週一回以上の定期健康診断を受けなければならない。但し所轄警察署長において現實の業態上花柳病傳播の虞がないと認めるときは特定人に對し健康診断の回数を縮減し又は猶豫し若くは免除することができらる。

第八條 業態者は次の場合には健康診断を受けなければならない。

- 一、あらたに就業を希望するとき
- 二、停止又は休業中のもので再就業を希望するとき
- 三、就業中花柳病又はその疑のある疾病に罹つたことを覺知したとき
- 四、疾病その他の事故に因つて定期健康診断を受けなかつた者がその事故が熄んで就業を希望するとき
- 五、その他所轄警察署長、診療所長又は醫師において必要があるとき

診療所長又は醫師は前項の健康診断を實施したる場合は別記第三號様式により就業地を擔當する保健所長に通知

しなければならない。保健所長は前項の通知により就業に差支へのない者には別記第四號様式の健康證明書を交付する。

前項の健康證明書には健康診断の都度醫師の證印を受けなければならない。

第九條 業態者の健康診断の結果就業に差支へのある者及び病毒傳播の虞ある者は健康證明書と就業地擔當の保健所長に一時返納しその就業を停止し知事の指定する病院又は診療所に入院して治療を受けなければならない。但し診療所長又は醫師においてその病状併發症狀その他の事由によつて通院又は入院延期を認めることができる。前項の入院者はその病院又は診療所の長の許可を得なければ退院することができない。

第十條 業態者は就業中健康證明書を携帯して警察官吏若くは關係官吏が要求した場合はこれを提示しなければならない。又健康證明書は他人に貸與してはならない。健康證明書を破損若くは紛失したときはその理由を就業地擔當の保健所長に届出て再下付を請求することができ

00065

る。

第十一條 第七條の業務をやめたときは健康證明書を五日以内に保健所長に返納しなければならない。

第十二條 特例第七條第一項の花柳病豫防に必要な施設については所轄警察署長の指示に従ひ洗滌設備及び豫防器具、豫防薬などを備へ付けなければならない。

第十三條 次の各號の一に該當する者は拘留又は料所に處する。

- 一、第八條の規定に違反した者
- 二、第九條第二項の規定に従はない者
- 三、第十條の規定に違反した者
- 四、第十二條の指示に従はない者

第十四條 この縣令に依り知事に届出る書類は患者の住所を擔當する保健所長を経由しなければならない。

附 則

この縣令は公布の日からこれを施行する。

別 記

第一號様式

花柳病患者届

患者		病名	傳染の有や否や	治療の方法	備考
住所 氏名	年齢				
				入院 通院	診断のみで治療を受けない

右の通り花柳病豫防法特例第三條により御届けいたします

昭和 年 月 日  
鳥取縣知事 殿 診断醫師住所氏名

この届書は診断後二十四時間後以内に患者住所地を擔當する保健所長を経て届出ること。

第二號様式

花柳病患者轉歸届

患者		年齢	職業
住所 氏名	氏名		

00066

収帳公報 第七百五十四號 昭和二十一年十月十八日 (第三種郵便物認可) 四

轉歸の區別	全治	死亡
年月日	昭和 年 月 日	
備考		

右の通り花柳病豫防法特例施行細則第二條により御届けいたします

鳥取縣知事 殿 診断醫師住所氏名 印

この届書は患者住所地を擔當する保健所長を経て届出ることを。

第三號様式

花柳病豫防法特例施行細則 八條による  
健康診断實施通知

保健所長殿 診療所長又は醫師 氏 名 印

業態	別業
本籍	籍現住所
就業場所	就業場所氏名
年齢	年齢
就業差	就業差健康診断
の有	の有を
無る	無るを
理由	理由由
備考	備考

HEALTH CERTIFICATE  
ISSUED BY  
TOTTORI PREFECTURAL OFFICE

NAME \_\_\_\_\_

194

昭 和 年 月 日 交付

健康診断を受けたる理由欄には細則第八條第一項各號の理由を記載すること。  
第四號様式

00067

健康證明書  
鳥取縣

寫真

昭和 年 月 日 交付

年 月 日生

内

検査醫印	日 月	検査醫印	日 月
(様式以下略す)			

第 號  
組 合 名  
家 號  
氏 名  
生 年 月 日  
藝 名

鳥取縣令第七十八號  
明治三十三年十一月鳥取縣令第五十五號(醫師又は産婆ノ爲スベキ死産證明等ノ様式並ニ其ノ記載方)ノ一部を次の

鳥取縣公報 第七百五十四號 昭和二十一年十月十八日 (第三種郵便物認可) 五

やうに改める。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敏 三

本分の「醫師、作爲スベキニ」診断書死体検案書及「と「死産證書」を削る。

第一を全部削る。

第二中「第二」と「死産證書」を削り「證明(檢案)」を「檢案」に改める。

本令は昭和二十一年十月一日からこれを適用する。

訓令

鳥取縣訓令甲第三十七號

内務部 保健所 警察署 花柳病診療所

花柳病豫防法特例施行細則取扱手續を次のやうに定める。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敏 三

第一條 保健所長は花柳病豫防法特例施行細則(以下細則といふ)第二條及び第二條の規定による届出を受理したときは別記第一號様式の花柳病患者臺帳に登記して速かに進達しなければならぬ。届出中管轄地外の患者があつたときは直に患者住所地擔當の保健所長へ通報しなければならぬ。但し患者の住所地が他の管轄廳に屬する場合は管轄地方長官に送付しなければならぬ。

第二條 細則第四條第一項の治療命令は別記第二號様式の命令書を交付する。

第三條 保健所長は別記第三號様式の業態者名簿を備へ當該事項を登記整理してその前月分の状況を翌月五日迄に知事に報告しなければならない。

第四條 診療所長又は醫師は細則第八條による健康診断を實施したるときは別記第四號様式の(一)(二)(三)(四)によりその都度成績を知事に報告しなければならない。

第五條 所轄警察署長は細則第十二條の施設の指示に當つて

附則

は官吏である醫師の意見を徴しなければならない。

この訓令は公布の日からこれを施行する。

第一號様式

(花柳病患者臺帳)

受診 醫師 断症 年月日	住所 職業 氏名 年齢 性別 傳染 有虞 の有無	転 歸 年月日	轉 歸 年月日

記載上の注意

- イ 臺帳は病類別市郡別に区分し集計上便にすること。
- ロ 備考欄には入院、通院、其の他として診療の方法等記入すること。

第二號様式

花柳病患者治療命令書

住所

氏名 年月日生

病名

右の者花柳病豫防法特例第四條第一項の規定により左の醫師につき治療を受けること。

年 月 日

知事

醫師 住所

病院名又は診療所名

醫師 氏名

第三號様式

業態者名簿

番號	証明書 交付 年月日	本籍	住所	就業 場所 別業態	氏名	年齢	備考

證明書の返納及び寄托再下付等の事項は備考欄に記入すること。

第四號様式の一

業態者健康診断成績報告(検査 月 日)

診療所長名又は醫師 氏名

業 態 者	別態業		員人總		數者診欠		期定受		時臨診		業就始		病淋		毒毒		下軟		芽巴鼠		腫腺肉淋		計		考備			
	計		計	欠	數	欠	期	定	時	臨	業	就	始	病	淋	毒	毒	下	軟	芽	巴	鼠	腫	腺	肉	淋	計	考

様式の一

患者名簿

病名	業態別	就業場所	氏名	年入院未	備考

様式之三

轉歸者名簿

病名	業態別	轉歸の	轉歸退	院	氏名	年齢	備考
		區	月	日	名	年	

様式之四

欠診者名簿

業態別	就業場所	氏名	年齢	理由

告示

鳥取縣告示第四百三十一號  
「コレラ」豫防の爲公布せられた葬儀時における會食及び

00971

多數人の集合禁止に關する廣島縣令並びに漁撈游泳海水の使用及び鮮魚介類の陸揚停止に關する同縣令第五十八號は九月三十日付廢止の旨廣島縣から通報があつた。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣告示第四百三十二號

昭和十九年七月鳥取縣告示第三百八十九號鳥取縣工業指導所規程中次のやうに改正する。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

第一條の二中「兵器、其ノ他軍需品」を削る。

鳥取縣告示第四百三十三號

昭和十九年七月鳥取縣告示第三百九十七號鳥取縣工業指導所の位置中次のやうに改正する。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

鳥取縣工業指導所製紙部分場、氣高郡實木村大字實木九

百五番地」を削る。

鳥取縣告示第四百三十四號

昭和十七年三月鳥取縣告示第六十八號鳥取縣紙検査規則第五條による検査標準中次のやうに改正する。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

二、規格中「農商省」を「商工省」に改め「告示規格」の次の「及陸軍基本規格」を削る。

鳥取縣告示第四百三十五號

昭和二十一年十月鳥取縣令第七十七號花柳病豫防法特例施行細則第五條の規定による業態者健康診断要領を次のやうに定める。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

業態者健康診斷要領

一、検査回数  
一般検査(顯微鏡検査を含む)は毎週一回以上とし徹

00000

00000

00970

毒血清反應検査は月一回とする。  
必要によつて臨時検査を実施すること。

二、検査方法

検査方法は全身検査と局所検査とについて行ふ。

1、全身検査

結核、癩、「トラホーム」傳染性皮膚疾患並びに全身の保清及び虱等の寄生について検査するとともに皮膚及び可視粘膜における微毒疹について観察すること。

2、局所検査

イ、微毒

微毒疹、硬生下疳、ヨコネの有無を精査し可能な場合下疳潰瘍の分泌漿液を暗視野装置又は墨汁法によつて検査すること。

なほ必要なときには微毒血清反應を実施すること。

ロ、淋病

腔子宮口、尿道口の發赤腫脹管分泌等を觀察して子宮頸部の炎衝症候を検査すること。

なほこのときスケネ氏腺、バルトリン氏腺及び尿道口から分泌物並びに子宮口を清拭の上クスコイ開口器の辨をもつて搾り出した分泌液について出来るばグラム染色止むを得ない場合には單染色で淋菌検査すること。

ハ、軟性下疳

潰瘍並びに横ネについて検査し必要があれば潰瘍分泌物からデスクレー氏桿菌を染色検査すること。

ニ、鼠蹊淋巴腺肉芽腫症

潰瘍並びにヨコネについて検査し必要があればフライ反應を実施すること。

◇鳥取縣告示第四百三十六號

昭和二十一年十月鳥取縣令第七十七號花柳病豫防法特例施行細則第五條の規定による診療所を次のやうに指定する。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

診療所の所在地

名 稱

鳥取市瓦町

縣立鳥取診療所

米子市皆生  
東伯郡倉吉町

縣立米子診療所  
公立倉吉代用診療所

◇鳥取縣告示第四百三十七號

西伯地方事務所管内において縣稅検査章を次のやうに返納並びに交付した。

昭和二十一年十月十八日

鳥取縣知事 林 敬 三

區分	番號	返納年月日	所屬廳名	職名	氏名
縣稅	一三四	昭和十八年十一月二十日返納	西伯郡所子村書記	林原 清	
検査章	一四六	昭和二十一年八月十五日交付	同	同	門脇武夫